平成２２年（フ）第２１１号
熊本県合志市須屋2351番地52
破産者　坂本　　登
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２号
宮城県石巻市鹿妻南３丁目４番13号
破産者　金戸久美子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
埼玉県羽生市大字桑崎1353番地２
破産者　大崎　秋男
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６２号
埼玉県深谷市曲田191番地９
破産者　村田　まり
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７７号
富山県氷見市北大町３番77号
破産者　山外　師子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６２２号
京都市右京区鳴滝般若寺町14番地２
破産者　西垣　重延
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１８２号
愛知県名古屋市名東区勢子坊２丁目1408番地グリーンハイツ名東109号
破産者　井畑　秀彦
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４９５号
広島市安芸区矢野西１丁目12番２―103号
破産者　渡部冨美子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第３７号
長崎県島原市白土桃山１丁目1204番地１
破産者　三宅　ルミ
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第９５２号
熊本市白山１丁目８番11号301
破産者　森﨑　勇二
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１号
熊本県天草市佐伊津町4929番地
破産者　山下　正澄
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成１９年（フ）第７７１号
宮崎県宮崎市清武町今泉甲2831番地１、開始決定時の住所宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲2831番地１
破産者　綾部　秀幸
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目26番26号
破産者　二之宮武之
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２１６５号
札幌市西区琴似１条４丁目２番15号
破産者　株式会社ニシムラターミナルストアー
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０８０号
千葉県千葉市稲毛区長沼原町280番地
破産者　株式会社ケーウッド
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９４５号
熊本県菊池郡菊陽町原水字南下原1368番地１
破産者　太穂興業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９４６号
宮城県仙台市若林区卸町２丁目５番10号、商業登記簿上の本店所在地宮城県宮城郡利府町澤乙字大沢西89番地
破産者　興洋株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２２５号
山形県山形市上桜田１丁目16―９
破産者　権藤厳士こと　權　　純島
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２３４号
東京都江東区毛利１丁目21番９号三喜ビル
破産者　三洋エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部